2024年度つくば市予算編成に対する要望・政策提案

地方自治の推進

- 1. 市民参加推進に関する指針の条例化
 - 1)条例化を審議会に諮問する。
 - 2) 指針の自己評価として、職員アンケートを実施する。
 - 3) 行政経営懇談会で自己評価方法の現状と改善を検討する。

2. 選挙投票率向上の取組み

- 1) 投票時間を既定の午後8時までとする。
- 2) 事前申し込みを必要としない期日前移動投票所(車)開設や、投票の為のタクシー券配布など移動支援を行う。

3. 市民への情報提供

- 1)議会広報公聴委員会と協議し、議会中継を市役所1階ロビーでも放映する。
- 2) 公共施設予約システムの見直し(ふれあいプラザを含める)

4. 市民公募委員の選出方法の見直し

「つくば市付属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に 関する要綱」の見直し

- 1)無作為抽出名簿の運用方法について、公募との併用が適切か検証する。
- 2) 委員の公募に関して、選定方法や選定基準を部署構断的に検討する。
 - ①小論文の代わりに、簡潔な志望動機を書く。
 - ②応募が募集人数以内ならば、基本的に全員選出する。
 - ③応募が募集人数を超える場合は、抽選とする。 など

5. 審議会等の審議の充実

- 1) 熟議のために開催回数を増やす。
- 2) 少人数のグループワークを行う。
- 3) 新たな市民委員には、事前に今までの内容の共有をはかる。

安全・安心で暮らしやすいまちづくり

1. 公共交通

- 1) つくバスの時刻表見直しにあたり、TXの駅方面から茎崎高校、つくばサイエンス高校への登下校に使えるよう、時刻を合わせる。
- 2) 小学校への通学につくバスが利用されている路線(茎崎第 | 小、茎崎第 2 小等) については、 引き続き通学に使えるよう、時刻を合わせる。
- 3) つくタク配車システムへの AI 導入

2. 住民意見が反映されるまちづくり

まちづくりは市民の安心安全を確保しつつ、利便性はじめつくば市の魅力でもある緑豊かな市 街地環境を維持し、賑わい創出もはかりたいところである。利用者である住民へ情報発信された 上で住民意見が十分に反映され、専門家も交えた調査研究のもとに進められるよう要望する。

- 1)つくばセンターに新設される仮)市民センターの利用について、市民へ周知するとともに、開始 後は利用者意見を集め、より使いやすい改善に努める。
- 2) 中心市街地のまちづくりのために市も出資しているつくばまちなかデザイン株式会社の取り組みを市民へ広く周知するとともに、市民意見が反映される仕組みをつくる。
- 3)つくば駅周辺のバリアフリーマップについてはアプリの導入なども視野に、使いやすさの改善や 周知に努める。
- 4) 吾妻2丁目国家公務員宿舎跡地の再整備について
- ①90 棟跡地については、周辺住民の交通の利便性 (フットパス) や住宅出入り時の交通事故などおきないよう事業者へ指導をする。
- ②70 棟の開発についてはスーパーシティの指定もあり、進捗について十分市民へ周知し、市民意見を取り入れて進める。
- 5)ペデストリアンデッキや公園などの街路樹や樹木について、可能な限り保全する方向で検討する。また、伐採基準を HP 等で明示し、伐採検討中の案件について公表、結果も併せて発信する。伐採する場合は、該当場所に伐採理由や日時について掲示し、周知する。
- 6)「緑の基本計画」の見直しにあたって、審議会だけでなく、広く市民意見を集め、反映できるよう 進める。
- 7) 洞峰公園の管理について、都市公園の役割の維持に努め、地域協議会を設置し、今後の望ま しい在り方を検討する。

環境に配慮した住みやすいまちづくり

1.原子力災害や放射能汚染の心配のない、再生可能エネルギー中心のまちづくりつくば市から約63km 地点にある東海第二原発の再稼働準備が進められている。2024年9月に安全対策工事が終了する予定であり、東海村の避難計画が今年中に策定されるとの報道もある。

つくば市は原子力災害時に水戸市民の避難を受け入れることになっている。その人数は発表されていないが、数万人規模になると思われる。つくば市は2015年の常総水害で3か所の避難所を開設し、約1000人の避難を受け入れた。その際の経験から、五十嵐市長は数万人の避難を受け入れることは困難と過去に発言している。

また、東日本大震災の際には、福島第一原発事故の放射性プルームによりつくば市内の農作物も実害を受け、高放射能汚染エリアも発生した事実に鑑み、つくば市として、東海第二原発の再稼働を断念し、再生可能エネルギー活用へ政策転換するよう、国や県に要望する。

- 2.「つくば市ゼロカーボンシティ宣言」都市の実現に向けた取り組みを進める。
 - I) 気候変動が危機的状況であることから、宣言の実現を市の最優先政策として位置付け、全 庁横断的に推進する体制をつくり、強力にすすめる。
 - 2) 宣言を推進するために策定した「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の確実な実施 と進捗の見える化を行う。
 - ①公共施設のゼロカーボン化に向けた再生可能エネルギー設備導入調査の結果を受け、導入可能な 全施設に最大限の太陽光発電設備を設置する。
 - ②既存の公共施設は、全て省エネ診断を行い、必要な対策を行う。
 - ③公共施設の新設は ZEB とする。
 - ④公用車のEV化の確実な実行。
 - 3)「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を推進するための取組みを行う。
 - ①「つくば市ゼロカーボンシティ宣言」の市民への周知と、そのための具体的な提案を行う。
 - ・家庭や地域の事業者へ、省エネ対策、省エネ診断、再エネ対策の情報を提供し、相談を受ける中立 的なアドバイザーを置く。
 - ・省エネ対策工事を地元事業者が行えるよう講習会を開く。
 - ・国・県・市が取り組む補助制度を分かりやすく市民に知らせ、相談を受ける。
 - ②2024 年から改訂作業に入る「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の見直しの際、 温室効果ガス削減の目標を現在の 2030 年26%削減目標を50%削減とする計画を立て る。
 - ③気候市民会議つくば2023からの提案について、上記計画にかかわらず、できるところから 着手する。

3.ごみ減量に向けて

- I)分別の徹底・推進。大量排出事業者で報告書未提出事業者への働きかけ、中小事業者のご みの排出状況の実態調査と対策をすすめる。
- 2) バイオマス資源の利活用

ゼロカーボンシティ宣言をしたつくば市としてもバイオマス資源 (生ごみ、剪定枝、落ち葉、刈り草、刈り芝など)を焼却するのではなく、資源としての再利用、リサイクルを検討する。

①木くず類(剪定枝や板など)の分別回収を具体的に検討する。

- ②生ごみを燃やさない政策を検討する。
- ③生ごみの自家処理(ダンボールコンポストなど)の推進・講習会の開催とアンケートの実施。 ダンボールコンポスト無償配布も3年を経過し、今後は、ダンボールコンポスト配布者をモニターと位置付け、報告の提出、一部有料化も検討する。
- ④ダンボールコンポストの効果をもっとアピールする。生ごみを減らすことでの CO2 削減効果、 堆肥ができることなど。
- ⑤給食センターの生ごみの資源化を検討する。
- 3) 焼却に依存しないごみ処理方法の検討 将来を見据え、焼却に依存しないごみ処理方法を検討し、最終処分場検討の議論に反映させる。
- 4) スーパーなどの店頭回収の情報を HP に掲載する。
- 5) 一般廃棄物処理基本計画の目標数値見直し つくば市未来構想にもある「地球に優しく「ごみ」のない低炭素で循環型のまちをつくる」を実現する ためには、現在の一般廃棄物処理基本計画では不十分だと考える。改訂版の策定にあたり、計画数 値を大幅に見直す。
- 6) 事業系ごみの紙類資源化を進める取り組み 事業系ごみ削減のため、事業系ごみの約35%を占める紙類の資源化にむけオフィス町内会などの取り組みを進める(ex;青森オフィス町内会)
- 7) 小型家電回収の品目見直しと回収場所 現在、つくば市では小型家電のうち IO 品目を回収しているが、品目数を増やせないか検討する。 現在の回収場所にプラスして、新しくできる市民センターでも回収する。

4.農薬・除草剤・殺虫剤の使用について

- I)持続可能な環境、生物多様性、SDGsの観点からも公共施設については、農薬・除草剤・殺虫剤を使用しない。昨年度の回答では「極力使用を控えることを継続する」とのことだが、明文化するために、条例または規則で定める。
- 2) 農薬・除草剤・殺虫剤を使用する際に散布前に、「周囲の方に散布する日時、散布する薬剤、使用の目的を事前にお知らせし、周辺住民の方の理解を得られるようにしましょう」とありますが、なかなか徹底されていない。引き続き、回覧や市のHP、つくスマなどで周知する。販売業者や散布業者などにも周知する。販売業者には購入者への周知も依頼する。

5. 有害化学物質の削減について

- 1) 香害、化学物質過敏症の啓発チラシは小中学校、公立幼稚園、公立保育所では毎年全学年に配布する。 I 年生だけへの配布では、周知が徹底されにくいので、毎年配布する。 民間幼稚園や保育園、こども園等についても、毎年掲示用のチラシを配布する。 その他、公共施設でのチラシ配布やポスター掲示を拡充する。
- 2) 公共施設の新設・改修にあたっては、指定された検査の基準値以下なのは当然として、化学物質の使用を極力控えるよう、業者に指導する。公共施設内の VOC 測定を行う。

6. 電磁波問題

- 1) 学校に設置しているタブレット充電器や、中継基地等、強い電磁波を発する箇所では、実際に 電磁波測定をする。継続して測定を行う。
- 2)「つくば市携帯電話基地局鉄塔に関する指導要綱」での築造計画の届け出の前に、住民説明会を行い、その報告書を添付することとする。
- 3) 学校や公園など、子どもが遊ぶ場所や住環境に近い場所で携帯基地局を設置しないために 携帯電話基地局鉄塔設置を規制する条例を設ける。

安全・安心な食

1.農業政策の充実

国が進めている「みどりの食料システム戦略」を活用し、以下を進める。

- I)化学農薬や化学肥料の低減、CO2 ゼロエミッション化等の推進に必要な機械、施設の整備等の交付金申請について、就農者へ周知するとともに、事務的手続サービスの充実をはかる。
- 2) 有機農業の推進について
 - ①学校給食等での有機農産物の計画生産・利用による生産から消費まで一貫した取り組みや、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する体制づくりを検討する。
 - ②取組面積の飛躍的な拡大に取り組む産地への支援、先進的なモデル地区創出や有機農業指導員等の育成・確保等への交付金などのみどりの食料システム戦略について説明会を行ったり周知を図る。
 - ③有機農業への転換推進のためには、慣行栽培から有機農業への転換期の生産保障や支援が必要であるが、国からの支援は転換初年度となる農地2万円/IOa以内で、しかも予算の範囲内での按分となる可能性も示されている。これでは、転換への意欲は期待できない。国へ増額要求をするとともに、自治体での補填を検討する。
 - 3) 再生可能エネルギー発電設備については市内全域を対象とした条例が制定予定である。大規模ソーラーシェアリングについても、ガイドラインに留まらず、悪質なソーラーシェアリングを抑制するためにも、条例化の検討をする。

2.遺伝子組み換え、ならびにゲノム編集作物・食品について

- 1)ゲノム編集食品については、表示義務がなく、安全性に疑問をもっている市民もいる。つくば市内の研究機関でゲノム編集作物の開放系ほ場での栽培も行われており、積極的に情報収集し、市民や栽培場周辺住民へ情報発信を行う。
- 2) 学校等にゲノム編集トマトの苗を配布する、という計画を公表している企業があり、引き続き受け取らないよう要望する。また、教育用教材としても使用しない。

福祉の充実

1.高齢者福祉

高齢者が地域で暮らし続けるために以下の1)、2)について要望する。

- 1)移動支援について
 - ①今ある移動支援サービスの種類・内容を市民にわかりやすく情報発信する
 - ②日中独居の高齢者も福祉タクシー券の対象に含める
 - ③高齢者の移動支援ニーズを探り、政策に反映させる。そのために、都市計画部総合交通政策課(つくバス・つくタク)と福祉部高齢福祉課(高齢者福祉タクシー券)の連携を進める。また、その前提として、高齢者福祉タクシー券の利用実態(どこへ行くのに使ったか、何故全部使い切らなかったか等)を調査する。
 - ④地域住民が行う助け合い移動サービスへの補助や支援を検討・強化する
- 2) 元気な高齢者の力を活かすために
 - ①元気な高齢者が地域づくり・地域支援活動に参加するためのきっかけになるよう、交流センター講座 や講演会を実施する、生活支援体制整備事業二層協議体に新たな参加者を募る等を積極的に行 う。
 - ②高齢者の日常生活支援が自然に行われるように、各交流センターは地域住民の支援活動を積極的 にサポートする

2. 障害児·障害者福祉

1) 医療的ケアが必要な人のショートステイ実施

医療的ケア児親(保護者)にとってはレスパイトが必要。また子どもにとっても新しい社会性が生まれる可能性のある事業なので、新設の児童発達支援センターでの設置を含め検討を開始する。

- 2) 障害者日常生活用具支給事業の拡大について
 - ①たん吸引機単独使用者への家庭用発電機補助の拡大 引き続き検討し、決定したらわかりやすく周知に努めていただきたい。
 - ②蓄電池への補助

蓄電池は汎用性があるが、家庭用発電機と同様に、その有無が生命に関わる人に対しては補助すべきであると考える。

また、発電機からより利便性の高い蓄電池へと変わってきている。隣接都県では実施している自治体もあり、検討を開始していただきたい。

- ③人工内耳の消耗品(電池)の補助 引き続き検討し、決定したらわかりやすく周知に努めていただきたい。
- 3) 児童発達支援センター及び各地区の福祉支援センターについて

児童発達支援センターの計画・設計にあたり、児童発達支援センターと各地区の福祉支援センターの機能を整理することを要望する。各地区の福祉支援センターは親子療育を原則としながらも、土曜通所など、より多くの親子が通えるように利便性を高める手段を講じる。

- 4) 障害者就労支援
 - ①就労支援事業所の製品やサービスを市民や民間事業者が利用しやすくなるための効果的なアピールを行う。

市のホームページや印刷物でわかりやすく市民にアピールできるものを作成する。 参考:練馬区「ねりいち」

https://www.neri-shakyo.com/application/files/7816/8542/2084/2023WEB.pdf

②就労希望者への適切な情報提供

市は就労希望者からの相談の時に、就労までのフロー、就労後の支援(いわゆる「障害者就業・生活支援」の仕組みも含む)の説明まで行う。

③福祉の店の展開

引き続き市としてのサポートを要望する。

- 5) 災害時の避難行動要支援者、要配慮者への配慮 対象世帯には、今の計画作成状況、今後の計画等進捗を定期的に通知する。
- 6) ステップノート「あゆむ」 の改訂 スマホで入力ができるように改善する。
- 7) 情報コミュニケーション条例の制定に向けて 制定にあたっては、当事者が参画した委員会等で当事者の困りごと、要望を確認する。

こどもがすこやかに育つ環境づくり

- 1.こどもの権利の保証について
 - 1)「こどもの権利条例」制定の検討に着手する。

こどもの権利条約は 1989 年に国連で制定され、日本は 1994 年に批准しているが、その考え方が 浸透しているとはいえない。しかし、2022 年にこども基本法が制定され、権利条約の4つの権利「生 きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が盛り込まれたことは大きな進歩です。こども の多いつくば市でもこの機会を逃さず、「子どもの権利条例」を制定することで、この4つの権利を保証 することが急務です。

2)こども自身が自己決定できる力を育て、意見を聞くことをすべての場で徹底する。

こども基本法第3条3項に「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」とあり、意見を聞くことが大人の義務になった。

校則を決める、といった場など、子どもたちが運営する取り組みをさらに進め、自分たちで決める経験が できるよう市として側面支援をお願いしたい。

同時に、一人ひとりの子どもに関わる決定に子ども自身が関わることの必要性を大人が認識できるような取り組みを行政として行う。

- ①保育園、幼稚園、学校で、遊び、学習、進路等での子どもの意思の聞き方、意見の引き出し方等について大人が学ぶ機会の提供
- ②地域で、公園の禁止看板を当事者である子どもとの話し合いなしに勝手に立てない、などの意識啓発に努める

2.こどもの自由な遊び、時間を取り戻す取り組みを進める

茨城県青少年健全育成協議会が遊びに関するパンフレットを発行しているが、そこには「子 どもの時の外遊びは人間力を研く(みがく)大切な時間です」とある。自然豊かなつくば市 で、 生き生きと遊ぶこどもを目にし、また自由に過ごせる場を増やすことでまちが豊かになる。

1) プレイパーク実施団体とのヒアリングを行う。

流星台プレイパークに関わる団体はもちろん、都市公園でプレイパークを実施する団体、その他各地域で プレイパーク的活動を行っている団体にヒアリングを行い、よりよい場作り、市との役割分担等について意 見交換し、つくば市としての「遊び場」づくりの方針をつくる。こどもの権利条例への盛り込みを検討する。

2) 放課後の子どもの居場所の拡充

学校図書館開放を実施する。曜日等は学校判断とし、学校司書等現在のスタッフでの運営が難しい場合はコミュニティスクール運営協議会で実施に向けて検討する。順次体育館や校庭等での活動ができる方向に進める。

3) 青少年の居場所づくりに関して、当事者の意見を聞く。

3. 不登校支援対策のさらなる充実

今年度からフリースクール運営、またそこに通う生徒への支援が始まったが、そうした施設に通うことができている児童生徒は1割程度です。それ以外の生徒に向けての支援も必要です。

- I) 家から出られない児童・生徒への支援策を検討する。 アウトリーチ、大人が定期的に接する支援など、先進自治体の施策も参考にして進める。
- 2) 不登校児童生徒の保護者同士が情報共有できる場づくりを市が率先して行う。

一部学校では始まっているが、積極的な保護者がいる場合に限定されている。不登校に悩む児童生徒はどの学校にもおり、その保護者は悩みを共有できる場がなく、子どもと同じく孤立し、苦しんでいる。市によるきっかけづくりがあることで多くの保護者とこどもたちの支援になる。

4.外国につながる児童生徒への支援

つくば市には中学生までの年齢で約 1000 人の外国につながるこどもが住んでいる。大人との違いは、自分の意思で来日したり、現在の(不自由な)状況を選んだりしているわけではない、という点です。こどもの 4割弱は日本語の支援を必要としている。さらに 2021 年度文部科学省の調査によると、茨城県内にはいわゆる不就学の児童生徒が 109 名、と全国ワーストーになっており、その半数以上がつくば市です。国際都市 つくばとして、外国につながる児童生徒への支援が急務と考える。

- 1) 外国につながる子どもの実態調査を行う。
- 2) 教員の負担を減らすために日本語教員の加配を積極的に行い、学校外においてもサポートを強化する。

1 年を通じて日本語知識ゼロで来日する児童生徒がいることを考慮し、日本語の知識についてそれぞれの段階に応じて支援を行う。

3) 学校からの連絡調整をサポートするツールを積極的に活用する。

日本人保護者には「スクリレ」が普及しているが、無料の翻訳アプリではそこに書かれている学校用語 と内容を理解するのは難しい。多言語対応ができる精度のよいアプリの導入、また保護者へのサポータ ーをつける、といった支援を行う。

5. 保育・幼児教育環境の充実

- 1)上横場保育所廃止後の谷田部地区、高崎幼稚園跡地に公立保育所を設置する。
- 2) 民間保育所の | 歳児への保育士配置を | :5、最終的には | :4にするように、市として補助する。
- 3)公立保育所で実施している発達巡回相談を現場の希望に応じて民間保育園に拡充する。
- 4) 民間保育園でも障害児保育に十分対応できるよう加配補助金を増額する。
- 5) 公立幼稚園での3年保育の拡充、保育時間の延長を実施する。
- 6)公立(保育所・幼稚園)では医療的ケアが必要なこどもの保育が行える場の確保に引き続き 努める。

6. 教育大綱の周知と実践内容の周知

教育大綱については、現場の教員の理解が進んでいるが、保護者・地域住民に十分に周知されているとは言い難い。そこで、つくばの教育、特に教育大綱について教育委員と保護者が対話できる場を設定する。

7. 小中学校の学校図書館の充実

- 1) 学校司書の勤務は学校規模を問わず、小中学校ともに週5日、小学校は5時間、中学校は4時間以上の勤務とする。学校司書が短時間勤務を希望する場合は複数名勤務とし、子どもが図書館を利用できる時間を確保する。
- 2)長期休み中の蔵書点検、休み前後の業務、年度末の引き継ぎ、離任式・新任式への出席等ができるような契約内容とする。
- 3) 年度当初だけではない研修や司書間の情報交換を勤務時間として実施する。

8.よりよい学校給食をめざす

- 1) 自校式、親子式の給食施設の設置を確実に進める。
- 2) 有機食材の導入計画を立案し、農業政策と共同で推進する。
- 9.小規模特認校の設置に向けて先進自治体等の調査研究を行う。

人権を守るためのとりくみ

1.人権を守ることに関する課を新設する

人権に係る課題解決については、関連各課がそれぞれの取り組みを進めている状況であるが、 着実に進めるために、つくば市としての方針や計画を明確に持ち、取り組む。

特に、LGBTQ・ダイバーシティ(多様性)については、先般男女共同参画審議会でも提言があったように、担当を明確にし、人権を守る施策を推進するために組織改編を行うなど検討する。

2.「つくば市配偶者暴力相談支援センター」を設置する。

「つくば市配偶者暴力相談支援センター」は被害者証明書が発行できるなど DV 被害へ素早い対応ができるので、設置へ向けて検討する。また、設置の際は、広く市民へ相談支援を行っていることを周知するためにも「つくば市配偶者暴力相談支援センター」の表記を市庁舎玄関に行う。

- 3.LGBTQを含め、積極的に人権を守る対応を全ての職員・教職員が行えるようにする。
 - 1)全ての職員・教職員が LGBTQ 研修を受講出来るよう、取り組みをすすめる
 - 2)「LGBTQ に関する市職員ハンドブック」の作成にあたっては、部署横断的に取り組む
 - 3)教職員については、研修とともに、今後は学校の授業の中で扱うことを視野に入れ、取り組み をすすめる
- 4. 子どもの権利について(詳細は、「こどもが健やかに育つ環境づくり」参照) 子どもの権利条例制定のための調査・研究・協議を始める。

5. 生活困窮者への支援

- 1)生活困窮相談に際し、緊急小口資金の運用は社会福祉協議会が行っているが、申請から最短でも1日かかる状況なので、即日貸し付けを検討する。
 - EX:古河市では、2009年(H2I年)から<古河市緊急援護資金貸付事業>を開始し、上限3万円で即 日貸し付けている。
- 2) 生活困窮者には軽度の知的・発達・精神障害の人たち(ボーダー層)も多く、支援が長期間にわたるケースも少なくない。家計支援や障害者就業・生活支援センターなど長期的な相談支援につながるよう取り組みを進める。
- 3)公共施設利用によるみんなの食堂などの生活困窮者支援活動については、施設の優先利用を検討する。みんなの食堂等を実施する場合に、空家等を活用できる補助金等を検討する。
- 6. 庁内における非正規雇用の見直し及び処遇改善を進める。

恒常的また専門的な職務が必要な部署(保健師、ソーシャルワーカー、保育士、学校図書司書、スクールソーシャルワーカーなど)については、正規雇用への転換を順次進める。